

安心・安全に赤ちゃんを産むために！ 妊婦健康診査の公費負担が増えます

4月1日から妊婦健康診査費用の公費負担の助成回数をこれまでの2回から5回に増やします。3月31日までに、受診票の交付を受けている妊婦さんには新しい受診票をお送りします。

4月1日から旧受診票は使用できなくなりますのでご注意ください。(乳児健康診査受診票は既に交付された綴りのものをご使用ください。)

健康増進課 ☎内線 2462



妊婦健康診査受診票が入っているつづり

平成20年度固定資産税の縦覧 ができます

土地および家屋の納税者は、固定資産の評価額などを縦覧帳簿で確認できます。

◆縦覧期間 4月1日(火)～4月30日(水)
(土日祝日を除きます)

◆時間 9:00～12:00 / 13:00～16:00

◆場所 税務課および霞ヶ浦庁舎市民窓口課

◆縦覧できる方

固定資産税(土地または家屋)を納税されている方／納税者の同居親族で納税者から委任があると認められる方／納税者からの委任状を持参された代理人

◆手数料 期間中、手数料は無料

◆必要書類

来庁された方の本人確認のため、運転免許証などの公的な身分証明書をお持ちください。(なるべく納税通知書、課税明細書を持参ください。)

税務課 ☎内線 1126

農業委員会からのお知らせ

許可申請書の提出期限が変わります

4月から許可申請書の提出期限が毎月10日に変更になります。(10日が土日祝日の場合は翌日)

また、届出書などの提出については従来どおり随時受け付けをいたします。

農業委員会事務局 ☎内線 2702

自衛隊幹部候補生を募集します

種別	一般・技術幹部候補生
受付期間	4月1日(火)～5月12日(月)
応募資格	平成21年4月1日現在、次の各号のいずれかに該当する者 (1) 22歳以上26歳未満で大学卒業程度の学力を有する者 (2) 学校教育法に基づく大学院の修士(海上技術幹部候補生にあっては理学修士または工学修士)の学位を受けた者(平成21年3月学位取得見込みを含む。)については、28歳未満の者 (3) 20歳以上22歳未満で、学校教育法に基づく大学を卒業した者(平成21年3月卒業見込みの者を含む。)
給与	大学卒 : 212,700円(H19.4.1現在) 大学院卒 : 230,100円(H19.4.1現在) ボーナス : 4.5カ月(年)
試験	1次 : 5月17日(土) 5月18日(日)【飛行要員のみ】 2次 : 6月17日(火)～6月20日(金)のうち指定する1日 3次 : 7月16日(水)～8月2日(土)【飛行要員のみ】
入隊時期	平成21年3月下旬～4月上旬
自衛隊茨城地方協力本部 土浦地域事務所 ☎ 029-821-6986 HP http://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/ 市総務課 ☎内線 1523	

市民懇談会を開催します

◆日時 5月24日(土) 14:00～

◆場所 あじさい館会議室

◆内容 ・まちづくりについての講演
講師:長谷川幸介先生(茨城大学准教授)
・まちづくりについての意見交換
市民による意見・提言などの発表

★まちづくりに関する意見・提言を募集します★

市民懇談会の開催に伴い、皆さまの意見提言を募集します。意見・提言は懇談会当日発表していただきますので下記要領にてご応募ください。

◆応募資格 市内在住の方

◆応募方法 広聴広報課にある意見・提言書で4月25日(金)までに申し込みください。

広聴広報課 ☎内線 1152

米・麦・大豆生産者への品目横断的 経営安定対策が見直されます

平成20年産から「水田経営所得安定対策」という名称に変わり、小規模農家にも加入の道が開かれます。

◆主な見直し内容

- ①米・麦・大豆について、熱意を持って営農に取り組み、周囲からも地域農業の担い手と認められた方(認定農業者と集落営農組織)が本対策へ加入できるよう、市町村特認制度が新設されます。
 - ②農家への交付金の支払い時期を早くします。
 - ③提出書類を大幅に削減・簡素化し、申請時期を4月から6月に一本化します。
 - ④収入減少影響緩和対策(旧ナラシ対策)を充実させ、大幅な収入減少にも対応できるようにします。なお、生産調整実施者であるかを国が確認します。
- 農林水産課 ☎内線 2505
茨城農政事務所地域第二課 ☎ 029-843-6875

「市消費生活相談員」を募集します

平成20年度の消費生活センター開設に向けて「かすみがうら市消費生活相談員」を1人募集します。

◆業務内容 消費生活に関する相談や知識の普及、その他消費生活の安定と向上に関すること

◆応募条件 次のいずれかに該当する者

- 消費生活専門相談員 [(独)国民生活センター]
- 消費生活アドバイザー [(財)日本産業協会]
- 消費生活コンサルタント [(財)日本消費者協会]
- 消費生活相談を3年以上経験している方

◆勤務場所 かすみがうら市役所 霞ヶ浦庁舎

◆勤務時間など 毎週月・水・金の8:30～17:30まで(休憩1時間を除く8時間)1年間

◆応募方法 4月8日(火)までに市販の履歴書と資格を証する書類の写しを持参または郵送してください。

観光商工課 ☎内線 2522



新しい予防接種の制度 中学1・高校3年生に 追加予防接種

平成18年度から幼児期の麻しん単独ワクチンは1回接種から、麻しん風しん混合ワクチンによる2回接種に変更になりました。

昨今、若年を中心としたはしかの流行から、予防接種を1回しか受けていない世代の免疫を高めるため、定期予防接種として平成20年度から5年間、中学1年生と高校3年生(相当する年齢)への2回目の予防接種を実施することになりました。

◆対象者 市内在住の中学1年生と高校3年生(相当する年齢の方)

◆実施機関 平成20年4月1日～平成21年3月31日まで

◆接種料金 実施期間内の対象者は無料

※対象者へは、個別に通知する予定です。

健康増進課 ☎内線 2462

有料広告欄

有料広告欄

有料広告欄

国民年金 news

社会保険庁から「お知らせ」が郵送されます

順次、すべての方へ加入履歴が届きます。

★ねんきん特別便とは

年金記録問題の約5,000万件の未統合記録と基礎年金番号で管理されている記録との名寄せ（氏名、性別、生年月日の突き合わせ）などを行ない、記録が年金に結びつく可能性がある方、その他の年金受給者、現役加入者に順次、平成19年12月以降、加入期間および公的年金加入履歴を記載した「ねんきん特別便」が社会保険庁から送付される予定です。

ねんきん特別便の発送予定時期

平成19年12月から平成20年1月を目途
未統合記録と氏名、性別および生年月日が一致し、記録が結びつくと推定される方

平成20年2月から平成20年3月を目途
未統合記録と氏名、性別および生年月日の一部が一致し、同一人物の可能性があり、記録が結びつくと推定される方

平成20年4月から平成20年5月を目途
すでに年金を受給されている方

平成20年6月から平成20年10月を目途
今後、年金を受給される予定の方

通知内容に疑問があれば社会保険事務所で確認できます。

「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」は皆さまのご住所に直接郵送されます。住所を変更された場合は手続きを忘れずに行なってください。

国民年金
加入中の方

市区町村窓口

厚生年金加入中の方とその配偶者
(国民年金第3号被保険者)の方

厚生年金加入中の方の勤務先

65歳～75歳未満の方 国民健康保険税が 4月から 年金からの天引きになります

現在、国民健康保険税は世帯主に課税され、納付書納付と口座振替による普通徴収を実施しています。

平成20年4月からは、世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯主の方（擬制世帯を除く）で、年金受給額が年間18万円以上、国保保険税と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えない場合には、支給される年金から国保保険税と介護保険料が年金から天引き（特別徴収）されることとなります。

年金から天引きされることになる方には、4月に通知書をお送りします。

☎国保年金課 ☎内線 1142

★ねんきん定期便とは

平成20年4月から実施予定だった「ねんきん定期便」については、平成19年12月から平成20年10月までの「ねんきん特別便」送付の関係で、平成21年4月から送付される予定です。

問い合わせ先

- ・国民年金基金HP <http://www.npfa.or.jp/>
- ・ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165
- ・国保年金課 ☎ 内線 1146

後期高齢者医療制度の被保険者証が送付されます

いよいよ
4月から

平成20年4月1日から、75歳以上の方（65歳以上で一定の障害のある方）を対象とする後期高齢者医療制度が始まることに伴い、新たに後期高齢者医療の被保険者証が一人一人に送付されます。



▶被保険者証をお届けする時期

平成20年4月1日の時点で75歳以上の方
(一定の障害がある方は65歳以上)

3月中に郵送されます(1人1枚)
現在、限度額適用・標準負担額減額認定証や特定疾病療養受療証をお持ちの方へは、一緒に同封して郵送されます。

平成20年4月2日以降に75歳の誕生日を迎える方

75歳の誕生日のおよそ1カ月前に市から送付されるお知らせの各種手続きがお済みになったあと、お渡しします。

※現在、一定の障害があつて老人保健法医療受給者証をお持ちの65歳以上75歳未満の方は、老人保健制度から、後期高齢者医療制度の対象となります。

※市へ、障害認定の申請を撤回する申し出を行なった場合には、後期高齢者医療制度へは加入せず、現在加入している国民健康保険または被用者保険

のままとなります。この撤回は、後期高齢者医療制度に加入した後でも、いつでもすることができます。

※今後、一定の障害があり65歳に達した方、または65歳以上75歳未満の方で、新たに一定の障害の認定を受けた方は、申請し認定を受けると、後期高齢者医療制度へ加入することができます。

▶被保険者証の有効期限

今回送付する被保険者証の有効期限は、4月1日から平成21年7月31日までの1年4カ月です。自己負担額は、平成20年7月31日までは、現在の老人保健制度のものが引き継がれますが、平成20年8月から、前年の所得によって変更になる方には7月に被保険者証の変更のお知らせをします。

お問い合わせ

- ・茨城県後期高齢者医療広域連合
- [制度に関すること] ☎ 029-309-1212
- [被保険者証に関すること] ☎ 029-309-1213
- HP <http://www.ibaraki-kouikirengo.ecnet.jp/>
- ・市国保年金課 ☎ 内線 1144



有料広告欄

有料広告欄

有料広告欄

有料広告欄